

【当所からの注意事項】

青色申告特別控除を受けるためには、e-Taxによる申告(電子申告)を行なうことが必要です。

西条商工会議所では、決算・確定申告相談日に合わせ、派遣税理士の方による『電子申告(e-Tax)代理送信』を行なっていますので、お気軽にご相談ください。



【おさらい】2021年の確定申告での変更点

- ・青色申告特別控除が「10万円」「55万円」「65万円」の3段階になった。
- ・基礎控除が原則「48万円」になった。
- ・配偶者(特別)控除や扶養控除の所得要件が緩和された。
- ・会社員などの給与所得控除が10万円引き下げられた。
- ・ひとり親控除が創設され未婚の親も「35万円」の控除を受けられるようになった。

【注 意】 税務署のパソコンによる電子送信では、65万円の青色申告特別控除は受けられません。※ 確定申告の際には、マイナンバーの記載が必要です。



【新型コロナウイルス対策について】

当相談会は、新型コロナウイルス感染予防対策を講じて開催します。皆様のご協力をお願いします。

○3密を避けるため、会場内の人数制限を行ない、**事前予約制**とさせていただきます。

○受付時に検温(非接触型)を行ないます。ご協力を、お願いいたします。

※体温が37.5℃以上の方、来所をお断りさせていただきます。

○発熱、せき、息苦しさなどの呼吸器症状や、強いだるさ(倦怠感)がある方、その他、新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある方等、該当する点がある方は来所をお控えください。

○来所の際は、マスク着用、こまめな手洗いや消毒液のご利用など、感染症予防対策へのご協力をお願いします。(相談中は、必ずマスクの着用をお願いいたします。)

